第三十一条の六第六項中「公益法人であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて」を削り、「受けたもの」を「受けた法人」に改める。

第三十一条の七第一項及び第二項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改める。

第三十三条の十五第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第二条　消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項中「第二号」の下に「及び第三号の二」を加え、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第一(二)項ニ、(ま)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）

第二十四条第二号ハ中「特定一階段等防火対象物」の下に「及びこれ以外の防火対象物で令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの」を加え、同条第五号イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ)　令別表第一(二)項ニ、(ま)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物（同表(ま)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号イ(ハ)並びに第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)において同じ。）のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。以下この号、次号イ(ハ)並びに第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)において同じ。）があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

第二十四条第五号の二イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ)　令別表第一(二)項ニ、(ま)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

第二十五条の二第二項第一号イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ)　令別表第一(二)項ニ、(ま)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

第二十五条の二第二項第三号イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ)　令別表第一(二)項ニ、(ま)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

第二十五条の二第二項第三号リ中「放送」の下に「（地震動予報等に係る放送（気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の規定により気象庁が行う同法第二条第四項第二号に規定する地震動についての同条第六項に規定する予報及び同条第七項に規定する警報、気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第十条の二第一号イに規定する予報資料若しくは同法第十七条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信し又はこれらに関する情報を入手した場合に行うものをいう。）であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）」を加える。

第二十八条の二第一項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(ま)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイからハまでに該当するもの

イ　次条第三項第一号イに掲げる避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。以下この号、次項第二号及び第三項第三号において同じ。）を有すること。

ロ　室内の各部分から、次条第三項第一号イに掲げる避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ　燐光等により光を発する誘導標識（以下この条及び次条において「蓄光式誘導標識」という。）が消防庁長官の定めるところにより設けられていること。

第二十八条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(ま)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ　次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ　室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

第二十八条の二第三項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(ま)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ　次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ　室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

第二十八条の三第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　令別表第一(二)項ニ、(ま)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物（同表十六項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。）に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあつては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りでない。